

2. 障害福祉サービス等の見込み量と提供体制の確保

(1) 訪問系サービス

事業内容

サービス種類	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報提供、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常時介護を有する方につき、危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ、食事等の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等につき、居宅介護、重度訪問介護等や日中活動サービス、短期入所等の複数のサービスを包括的に行う。

サービス見込み量

サービスの種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	サービス量	40,742時間	42,514時間	44,431時間
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	利用人数	1,743人	1,862人	1,993人
重度障害者等 包括支援				

※サービス量：各年度の月平均利用時間数（時間／月）

※利用人数：各年度の月平均利用人数（人／月）

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までのサービス利用実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズや地域生活への移行を促進するなど、今後のサービス利用の増加を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・必要なサービス提供体制を確保できるよう、サービス提供事業者への働きかけや助言等を行います。
- ・サービス提供事業者の人材の確保や養成に向けて、国による福祉・介護職員の処遇改善の取り組み等に加え、各種研修の実施や各事業者に対する人材養成への支援を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ・利用者へのサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額について要望します。
- ・これらの取り組みにより、居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスの充実に努め、地域生活への移行を促進します。

(2) 日中活動系サービス

事業内容

サービス種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方につき、昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上に必要な援助を行う。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者につき、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法、リハビリテーションなど、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行う。
就労移行支援	一般企業等に就労を希望する65歳未満の障害者で、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後の定着支援のための相談等を行う。
就労継続支援（A型） 《雇成型》	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労継続支援（B型） 《非雇成型》	通常の事業所での雇用が困難な障害者で、就労経験のある方、就労移行支援によっても雇用に至らなかった方等につき、就労の機会や生産活動等の場の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
短期入所（福祉型、医療型）	家族などの介護者の理由（疾病、冠婚葬祭、旅行等）により、施設に短期間の入所を必要とする障害者につき、施設において入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	サービス量	51,763人日	52,786人日	53,828人日
	利用人数	2,783人	2,838人	2,894人
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	278人日	299人日	321人日
	利用人数	13人	14人	15人
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	2,868人日	2,917人日	2,917人日
	利用人数	176人	179人	179人
就労移行支援	サービス量	7,352人日	8,719人日	10,085人日
	利用人数	425人	504人	583人
就労継続支援 (A型)	サービス量	17,992人日	20,440人日	23,868人日
	利用人数	882人	1,002人	1,170人
就労継続支援 (B型)	サービス量	35,716人日	38,671人日	42,453人日
	利用人数	1,813人	1,963人	2,155人
療養介護	利用人数	281人	281人	281人
短期入所 (福祉型、医療型)	サービス量	2,449人日	2,715人日	3,015人日
	利用人数	345人	372人	402人

※サービス量：各年度の月平均利用日数（月平均利用人数

×一人当たりの月平均利用日数)

※利用人数：各年度の月平均利用人数（人／月）

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までのサービス利用実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズや地域生活への移行を促進するなど、今後のサービス利用の増加を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・ 障害者の地域生活への移行促進や社会参加の推進を図るため、北九州NUKUMORI（ぬくもり）プロジェクトを継続して実施し、就労支援事業所等の支援に努めます。
- ・ 障害者のニーズが高い短期入所の設置促進及び支援の充実等に取り組みます。
- ・ 必要なサービス提供体制を確保できるよう、サービス提供事業者への働きかけや助言等を行います。
- ・ サービス提供事業者の人材の確保や養成に向けて、国による福祉・介護職員の処遇改善の取り組み等に加え、各種研修の実施や各事業者に対する人材養成への支援を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ・ 利用者へのサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額について要望します。
- ・ これらの取り組みにより、障害者の日中の活動の場を広げ、充実した地域生活が送れるよう支援します。

(3) 居住系サービス

事業内容

サービス種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行う。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	利用人数	928人	1,004人	1,086人
施設入所支援		1,413人	1,399人	1,383人

※利用人数 : 各年度の月平均利用人数 (人/月)

【見込み量の設定】

- ・共同生活援助（グループホーム）については、平成24年度から26年度（見込み）までのサービス利用実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズや地域生活への移行を促進するなど、今後のサービス利用の増加を勘案し、見込み量を設定しました。
- ・施設入所支援については、地域生活への移行が推進することに伴い、サービス利用の減少を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・障害者のニーズが高いグループホームの設置や継続的な利用の促進等に取り組みます。
- ・サービス提供事業者の人材の確保や養成に向けて、国による福祉・介護職員の処遇改善の取り組み等に加え、各種研修の実施や各事業者に対する人材養成への支援を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ・利用者へのサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額、職員配置基準等の改善について要望します。
- ・また、市独自予算によるグループホームを開設の際の備品購入費等の助成事業を継続して実施し、施設入所者の減員・地域生活への移行を促進します。
- ・施設入所支援については、障害者本人の重度化や家族等の高齢化などにより、真に入所での支援が必要な方に対して、円滑に利用できるように支援します。

(4) 児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備

事業内容

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、その他支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
福祉型障害児入所支援	福祉型障害児入所施設に入所し、日常生活における指導や支援などを行う。
医療型障害児入所支援	医療型障害児入所施設又は、指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や介護及び治療などを行う。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	サービス量	7,642人日	8,140人日	8,467人日
	利用人数	553人	600人	621人
放課後等 デイサービス	サービス量	13,105人日	15,571人日	17,837人日
	利用人数	1,127人	1,316人	1,482人
保育所等 訪問支援	サービス量	196人日	225人日	259人日
	利用人数	142人	142人	142人
福祉型障害児 入所支援	利用人数	78人	80人	84人
医療型障害児 入所支援	利用人数	27人	27人	27人

※サービス量：各年度の月平均利用日数（月平均利用人数

×一人当たりの月平均利用日数）

※利用人数：各年度の月平均利用人数

【見込み量の設定】

- ・各事業とも、平成24年度から26年度（見込み）までのサービス利用実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズや障害児保育該当児童数や特別支援教育を受けている障害児数等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・障害児のニーズが高い放課後等デイサービスをはじめ、必要なサービス提供体制を確保できるよう、サービス提供事業者への働きかけや助言等を行います。
- ・サービス提供事業者の人材の確保や養成に向けて、国による福祉・介護職員の処遇改善の取り組み等に加え、各種研修の実施や各事業者に対する人材養成への支援を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ・これらの取り組みにより、発達障害児を含め、増加する障害児やその家族に対する支援を行います。
- ・また、利用者へのサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額、職員配置基準等の改善について要望します。

(5) 相談支援（計画相談支援、地域相談支援）

事業内容

相談支援は、「計画相談支援」と「地域相談支援」に大別され、「計画相談支援」は、障害福祉サービスの利用にあたって、支給前にサービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」と、支給決定後のサービス等利用計画の見直しを支援する「継続サービス利用支援」を行います。

また、「地域相談支援」は、施設入所者や精神科病院へ入院中の障害者等が地域移行する際に、居住の確保や地域生活に移行するための相談支援を行う「地域移行支援」と、地域へ移行した後に単身等で生活するにあたり、地域生活の不安などを理由として、見守り訪問や緊急時の対応を行う「地域定着支援」の2つの支援があります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用人数	8, 657人	8, 991人	9, 394人
地域移行支援		24人	26人	30人
地域定着支援		85人	92人	100人

※利用人数：各年度の計画策定人数（人／年）

【見込み量の設定】

- ・計画相談支援については、現在の利用状況から見込まれる増加分を勘案して、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込み量を設定しました。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、現在の利用状況から見込まれる増加分と、今後地域移行を促進していくことによる増加分を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導等の場において、サービス等利用計画の重要性などを説明するなど、「相談支援事業所」の設置に向けた働きかけや助言等を行います。
- ・「相談支援事業所」を対象とした自立支援協議会によるケアマネジメント研修会や、指定相談支援事業者連絡会議等を通じて、「相談支援専門員」の資質の向上を図りながら、適切な「計画相談支援」等を実施するための体制づくりを進めていきます。

(6) 障害児相談支援

事業内容

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用にあたって、支給前に障害児支援利用計画を作成する「障害児支援利用援助」と、支給決定後の障害児支援利用計画の見直しを支援する「継続障害児支援利用援助」を行います。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児 相談支援	利用人数	1, 578人	1, 811人	1, 981人

※利用人数 : 各年度の計画策定人数 (人/年)

【見込み量の設定】

- ・現在の利用状況から見込まれる増加分を勘案して、障害児通所支援の利用者すべてを対象として見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・障害福祉サービス事業所を対象とした集団指導等の場において、サービス等利用計画の重要性などを説明するなど、「相談支援事業所」の設置に向けた働きかけや助言等を行います。
- ・「相談支援事業所」を対象とした自立支援協議会によるケアマネジメント研修会や、指定相談支援事業者連絡会議等を通じて、「相談支援専門員」の資質の向上を図りながら、適切な「障害児相談支援」を実施するための体制づくりを進めていきます。

(7) 地域生活支援事業

①相談支援事業

事業内容

サービス種類	サービス内容
相談支援事業	
基幹相談支援センター等機能強化事業 (障害者基幹相談支援センター)	障害者基幹相談支援センターにおいて、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行うとともに、併せて障害者虐待防止センターの機能を持たせて、虐待に関する通報の受理や養護者等への指導、啓発などを行います。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	入居支援として、不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続きの支援、市と協定を締結した家賃保証事業者の斡旋、及び保証委託契約についての支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス見込み量

サービス種類	区分	27年度	28年度	29年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用人数	12人	13人	14人
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の設定】

- ・成年後見制度利用支援事業については、現在の利用状況から見込まれる増加分を勘案して、見込み量を設定しました。
- ・その他の事業等については、引き続きサービスを実施します。

提供体制を確保するための方策

- ・相談支援事業については、障害者の専門相談を行う「障害者基幹相談支援センター」、障害者虐待通報・相談を受け付ける「障害者虐待防止センター」、居住に関する相談支援を実施している「障害者居住サポート事業」の3つの機能を統合し、障害者の生活支援のワンストップ化を進めています。
- ・今後も引き続き、この3つの機能を効果的に活用しながら、相談員の人材の確保や養成を進め、サービスの質の向上を図ります。
- ・これらの取り組みにより、障害者が安心して相談でき、相談事案に対して適切な支援ができるよう取り組みます。
- ・成年後見制度については、障害者本人の重度化や家族等の高齢化などにより、利用の増加が想定されることから、障害者本人の市長申立て事務の効率化、制度の周知等に取り組みます。

②発達障害者支援センター運営事業

事業内容

サービス種類	サービス内容
発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者に対する支援を総合的に行う拠点として、当事者及び家族からの相談に応じます。適正な指導又は助言を行うとともに、関係施設と連携して、当事者及び家族への支援を行います。あわせて、発達障害について普及・啓発や、支援者等の専門性を高めることを目的とした研修を行います。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発達障害者 支援センター	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	利用人数	1, 260 人	1, 415 人	1, 590 人

※利用人数 : 各年度の利用人数 (人/年)

【見込み量の設定】

- ・平成 24 年度から 26 年度 (見込み) までの相談等の利用実績及び箇所数を基本として、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・発達障害児者の支援については、「発達障害者支援センター つばさ」を中心に発達障害児者本人やその家族、支援者等への相談支援・発達支援・就労支援等様々な取り組みを推進しています。
- ・これらの事業のほか、発達障害に関する研修やイベント、「発達障害者支援センター つばさ」の周知(P R)などを行うことで、早期発見・早期支援に取り組みます。
- ・また、相談員等の人材養成等を進め、サービスの質の向上を図ります。
- ・これらの取り組みにより、障害者が安心して相談でき、相談事案に対して適切な支援ができるよう取り組みます。
- ・また、西部分所においても、保護者への支援等の取り組みにさらに力を入れ、支援機能の充実・強化を図ります。

③障害児等療育支援事業

事業内容

サービス種類		サービス内容
療育等支援施設事業		
訪問療育 指導事業	訪問相談	支援施設の職員が、相談・指導を希望する在宅障害児の家庭を訪問し、個別又は集団による相談・指導を行う。
	健康診査	支援施設の職員が、医療機関における健康診査を受けることが困難な障害児の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか相談・指導を行う。
外来療育指導事業		支援施設の職員が、外来の方法により在宅の障害児及び家族に対して相談・指導を行う。
施設一般指導事業		支援施設の職員が、障害児保育を行う保育所及び障害児の通う学校等を訪問し、当該施設の職員に対して相談・指導を行う。
療育拠点施設事業		
施設専門指導事業		療育支援の拠点となる施設の職員が、より専門的な技術、知識から支援施設に対して相談・指導等を行う。
専門療育指導事業		療育支援の拠点となる施設の職員が障害児施設、保育所、幼稚園、学校、医療機関等から紹介を受けた困難事例に対して、より専門的な立場から相談・指導等を行う。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児等 療育支援事業	箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所

【見込み量の設定】

- ・本事業は、現在事業を行っている施設でのみ、引き続き実施することとして、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・引き続き、専門性のある障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいて、在宅障害児への地域支援を行うことで、保護者が安心して相談し、事案に対して適切な支援が受けられるよう、取り組めます。

④地域活動支援センター

事業内容

障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う施設です。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	箇所数	10箇所	10箇所	10箇所

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの市内の設置数の実績を基本として、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・小規模共同作業所の運営状況を把握しながら、より安定した支援が可能な地域活動支援センターへの移行を支援します。

⑤福祉ホーム

事業内容

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を適切かつ効果的に行う施設です。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホーム	利用人数	20人	20人	20人

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの利用実績を基本として、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・現行水準を確保しつつ、今後も継続的に実施します。

⑥日常生活用具給付等事業

事業内容

日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、下記の用具を給付又は貸与します。

サービス種別	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害者等の在宅療養等を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害者等の情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を支給します。
住宅改修費	障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練 支援用具	給付又は 貸与件数	135件	149件	164件
自立生活 支援用具		465件	486件	507件
在宅療養等 支援用具		358件	366件	374件
情報・意思 疎通支援用具		380件	395件	410件
排泄管理 支援用具		10,999件	11,220件	11,446件
住宅改修費		38件	39件	40件

※給付又は貸与件数：各年度の年間件数

【見込み量の設定】

- ・各用具等について、平成24年度から26年度（見込み）までの給付等の実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズ等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・ニーズの高いものや新しく開発された機器等、必要に応じて品目の見直しを検討していくとともに、ホームページ等での事業の周知を通じて、更なるサービス提供事業者の確保を図り、より利用しやすい環境づくりに努めます。

⑦移動支援事業

事業内容

屋外での移動に困難がある重度障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	サービス量	88,504時間	89,758時間	91,034時間
	利用人数	569人	573人	577人

※サービス量：各年度の延べ利用時間

※利用人数：各年度の月平均利用人数

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズ等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・ホームページ等での事業の周知を通じて、更なるサービス提供事業者の確保を図り、より利用しやすい環境づくりに努めます。

⑧日中一時支援事業（日帰りショートステイ事業）

事業内容

保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児の日中の活動の場を確保し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援	サービス量	6,173回	6,282回	6,395回
	利用人数	148人	150人	152人

※サービス量：各年度の延べ利用回数

※利用人数：各年度の月平均利用人数

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズ等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・ホームページ等での事業の周知を通じて、更なるサービス提供事業者の確保を図り、より利用しやすい環境づくりに努めます。

⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

事業内容

自動車教習や自動車改造に要する費用の一部の助成を行うことにより、障害者の社会復帰及び雇用の促進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
運転免許取得助成	サービス量	22件	23件	24件
改造助成		24件	25件	26件

※サービス量：各年度の延べ利用回数

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの実績を基本として、実態調査による障害者等のニーズ等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・ホームページ等を通じて、更なる事業の周知を図ります。

⑩意思疎通支援事業

⑩-1 手話通訳者派遣事業

事業内容

聴覚障害者等が、社会生活上必要な外出に際してコミュニケーションを援助する者がいない場合に、手話通訳者を派遣し、意志伝達の手段を確保することにより、社会参加の推進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数	3, 7 2 1 件	3, 9 0 7 件	4, 1 0 2 件

【見込み量の設定】

- ・平成 2 4 年度から 2 6 年度（見込み）までの利用実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、会議、講演会等への派遣件数の増加を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本派遣制度を担う聴覚障害者情報センター（西部障害者福祉会館内）が中心となり、聴覚障害者団体等と連携を図りながら、本制度の積極的な P R を通じ、利用促進を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑩意思疎通支援事業

⑩-2 要約筆記者派遣事業

事業内容

難聴者・中途失聴者が社会生活を営む上で必要不可欠な会合に出席するなどの場合に、円滑に意思の疎通が行われるよう「要約筆記者（奉仕員）」を派遣し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要約筆記者 派遣事業	派遣件数	240件	252件	265件

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの利用実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、会議、講演会等への派遣件数の増加を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本派遣制度を担う視聴覚障害者情報センター（東部障害者福社会館内）が中心となり、聴覚障害者団体等と連携を図りながら、本制度の積極的なPRを通じ、利用促進を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑩意思疎通支援事業

⑩-3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

事業内容

盲ろう者のコミュニケーション及び外出に対しての支援を行い、盲ろう者の社会参加の推進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
盲ろう者通訳 ガイドヘルパー 派遣事業	派遣件数	138件	145件	152件

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度（見込み）までの利用実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、会議、講演会等への派遣件数の増加を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本派遣制度を担う聴覚障害者情報センター（西部障害者福祉会館内）が中心となり、聴覚障害者団体、視覚障害者団体等と連携を図りながら、本制度の積極的なPRを通じ、利用促進を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑪スポーツレクリエーション教室開催等事業

⑪-1 障害者スポーツ大会

事業内容

スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復を図り、社会参加を促進するため、北九州市障害者スポーツ大会を開催します。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者 スポーツ大会	参加人数	555人	583人	612人

【見込み量の設定】

- ・平成24年度から26年度までの参加実績を基本として、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本大会の運営を担う「北九州市障害者スポーツ協会」を中心に、関係団体と連携を図り、広くPRしながら参加者の拡大を図ります。
- ・また、大会参加資格の拡大を検討し、参加者数の拡大を目指します。

⑪スポーツレクリエーション教室開催等事業

⑪-2 障害者スポーツ教室

事業内容

スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復を図り、社会参加を促進するため、巡回スポーツ・水泳教室などを行います。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者 スポーツ教室	箇所数	17 箇所	18 箇所	19 箇所

【見込み量の設定】

- ・平成 24 年度から 26 年度までの実施箇所数を基本として、実態調査による障害者等のニーズ等を勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・毎年度実施している、市内の施設・作業所（約 200 箇所）への意向調査を継続し、利用者のニーズを反映した教室を運営するとともに、必要に応じて実施箇所の拡大を検討します。

⑫奉仕員養成研修

⑫-1 点訳奉仕員養成事業

事業内容

点字図書等を作成する点訳奉仕員を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図ります。
なお、養成研修は2ヵ年（2年目はフォローアップ研修）で実施しています。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点訳奉仕員 養成事業	養成人数	17人	(17人)	18人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、資料等の点訳にかかるニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業を担う点字図書館（西部障害者福祉会館内）が中心となり、関係団体等と連携を図りながら、点訳奉仕員の役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-2 朗読奉仕員養成事業

事業内容

録音図書等を作成する朗読奉仕員を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図ります。
なお、養成研修は2ヵ年（2年目はフォローアップ研修）で実施しています。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
朗読奉仕員 養成事業	養成人数	10人	(10人)	11人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、音訳図書の充実等のニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業を担う点字図書館（西部障害者福祉会館内）が中心となり、関係団体等と連携を図りながら、朗読奉仕員の役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-3 手話奉仕員養成事業

事業内容

聴覚障害者等のコミュニケーションを援助する手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の福祉の増進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成事業	養成人数	76人	80人	84人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、手話奉仕員のニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業の委託先である聴覚障害者団体を中心として、関係機関・団体等と連携を図りながら、手話奉仕員の役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-4 手話通訳者養成事業

事業内容

聴覚障害者等のコミュニケーションを援助する手話通訳者を養成し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者養成事業	養成人数	8人	9人	10人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、手話通訳者のニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業の委託先である聴覚障害者団体を中心として、関係機関・団体等と連携を図りながら、手話通訳者の役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-5 要約筆記者養成事業

事業内容

裁判員制度の発足などにより、要約筆記についても高い専門性をもった人材の確保が求められることから、従前の「要約筆記奉仕員」の養成に替え、平成24年度から2年サイクルで「要約筆記者」の養成し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要約筆記者養成事業	養成人数	16人	(16人)	17人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、要約筆記者のニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業を実施する視聴覚障害者情報センター（東部障害者福祉会館内）が中心となり、関係機関・団体等と連携を図りながら、要約筆記者の役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-6 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業

事業内容

一人で外出することが困難な盲ろう者が、社会参加等による外出の際に、移動及び意思疎通支援のために、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成します。

なお、養成研修は2ヵ年（2年目はフォローアップ研修）で実施しています。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
盲ろう者通訳 ・ガイドヘル パー養成事業	養成人数	14人	(14人)	15人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、盲ろう者への支援ニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本事業を実施する聴覚障害者情報センター（西部障害者福祉会館内）が中心となり、関係機関・団体等と連携を図りながら、盲ろう者に対する通訳やガイドヘルパーの役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

⑫奉仕員養成研修

⑫-7 パソコンサポーター養成・派遣事業

事業内容

障害者福祉に理解と熱意を有する人を対象に、パソコンやその周辺機器の使用に関する支援方法の講座などを開催し、障害者パソコンサポーターとして養成します。

また、支援を必要とする障害のある人に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣します。

サービス見込み量

サービス種類	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
パソコンサポ ーター養成・ 派遣事業	養成人数	8人	9人	10人

【見込み量の設定】

- ・これまでの養成研修修了者の実績を基本として、障害者差別解消法の施行に伴う「合理的な配慮の提供」の観点から、情報保障に関するニーズが高まることを勘案し、見込み量を設定しました。

提供体制を確保するための方策

- ・本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込み量の確保を図ります。
- ・また、障害者差別解消法の普及啓発を図る中で、情報発信していきます。

3 PDCAサイクルの実施

1. 成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、本計画の施策や関連施策の動向を踏まえ、第4期障害福祉計画の中間評価として、分析・評価を行うものとします。
2. 1. を行うに際しては、あらかじめ、北九州市障害者施策推進協議会、北九州市障害者自立支援協議会に報告し、その意見を聴くとともに、結果を公表します。
3. 1. 2を踏まえて、必要に応じて障害福祉計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

